

横浜市行政不服審査会答申
(第19号)

平成29年10月18日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護法に基づく平成 29 年 3 月 7 日付け第 2722 号により横浜市鶴見福祉保健センター長が行った保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

審査請求人は、平成 27 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間、鶴見福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）により、1,846,542 円の保護費が支弁されていたにもかかわらず、同年 4 月 24 日から同年 12 月 10 日までの間における審査請求人の長女（以下「長女」という。）のアルバイト収入 419,964 円（以下「本件アルバイト収入」という。）を収入として申告しなかった。

そのため、処分庁は、本件アルバイト収入を未認定の収入充当額として認定し、平成 29 年 3 月 7 日、支弁した保護費（1,846,542 円）のうち、当該未認定の収入充当額と同額の保護費（419,964 円）について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定に基づき、生活保護費用徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件は、同年 4 月 5 日、審査請求人が、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、平成 27 年 3 月、処分庁からの説明により、長女に就労収入があれば、法第 61 条に定める届出の義務（以下「収入申告義務」という。）を認識していたが、保護を受けていることに引け目を感じ、審査請求人は、長女に対して、審査請求人の属する世帯が保護を受けている事実及び収入申告義務の存在を伝えていなかった。
- (2) 長女が反抗期であり、話をすることができなかったため、審査請求人は、長女がアルバイトをしていることを知らなかった。
- (3) 処分庁が、長女に対して、アルバイト収入の収入申告義務の説明をしたのは、平成 28 年 2 月 18 日であり、同日前は、長女は、収入申告義務の説明を

受けたこと等を証する書面である「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」に署名なつ印をしていない。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、本件アルバイト収入についての収入申告義務について、処分庁による説明により認識していた以上、申告すべき義務がある。
- (2) 法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含むところ、審査請求人は、長女の収入申告書において、長女の収入が 0 円であると申告している中で、本件アルバイト収入の事実が、法第 29 条に基づく調査によって判明しているのであるから、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえる。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

- (1) 「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるか

本件処分は、法第 78 条第 1 項の規定に基づきなされたものであるところ、同項は「不実の申請その他不正な手段により保護を受け…た者があるとき」に支弁した保護費の全部又は一部を徴収することができる旨定めているが、これには積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれるものと解するのが相当である。

また、法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なけ

ればならない」と定め、被保護者に対して収入等に関する処分庁への収入申告義務を課しているが、同条の「収入」については、世帯単位で把握することを前提として、現実に増加している金銭等であれば、その種類や原因のいかんは一切問わず（ただし、保護費は除く。）保護実施機関によって結果として収入認定されないものや控除の対象となるものも含んだ概念であると解されるから（平成 29 年 6 月 27 日横浜市行政不服審査会答申第 12 号（以下「先例答申」という。）同旨）、長女のアルバイト収入についても、審査請求人は、同条の規定に基づき、収入申告義務を負っているものといえる。

その上で本件をみると、審査請求人が、平成 27 年 8 月 10 日、同年 11 月 11 日及び平成 28 年 1 月 25 日、処分庁に対して提出した長女の収入申告書には、平成 27 年 4 月から同年 12 月までの間に収入があった事実の記載はなく、また、処分庁は、審査請求人が属する世帯において、本件アルバイト収入を得ていたことを法第 29 条調査により確認していることからすれば、審査請求人は、本件アルバイト収入の収入申告義務に反していると認めるのが相当である。

一方、本件のごとく、客観的にみて収入についての収入申告義務に違反しているとしても、それゆえに直ちに法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たと認められるものではない。この要件を具備していると認めることができるのは、被保護者が当該収入について収入申告義務があることを認識していたと認めるに足りる程度の保護実施機関による説明等がなされている場合であるということは、先例答申において示したとおりである。

この点、本件では、3 (1) のとおり、審査請求人は、同一の世帯に属する長女の就労収入に係る収入申告義務を認識していたと主張するのであるから、この点における法第 78 条第 1 項の要件は具備されていたものと認めることができる。

したがって、審査請求人は、本件アルバイト収入に係る収入申告義務を認識していたにもかかわらず、これを申告しておらず、また、本件においては、処分庁による法第 29 条調査により審査請求人の属する世帯において本件アルバイト収入を得ていることが判明していることも踏まえれば、審

査請求人は、消極的に本来申告すべき事実を隠匿したということができる。

以上のとおりであるから、審査請求人は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たということができる。

(2) その他

本件の結論を左右するものではないが、審査請求人の主張について検討する。

ア 長女のアルバイトの事実を認識していなかったという主張について

審査請求人は、長女のアルバイトの事実を知らなかったため、収入申告義務を懈怠していたとしても、「不実の申請その他不正な手段」には当たらない旨主張する。

しかしながら、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるもの」（法第10条）であり、本件では、審査請求人と長女は同じ世帯に属しているものであるから、審査請求人は、本件アルバイト収入に係る収入申告義務を負っているものといえる。

そして、審査請求人は、あえて長女に保護を受けている事実を告げず、長女の就労の事実も確認しようとしなかったことからしても、審査請求人は、本件アルバイト収入に係る収入申告義務を懈怠し、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものといえる。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

イ 長女に収入申告義務の説明がなかったという主張について

審査請求人は、処分庁は長女に対してアルバイト収入に係る収入申告義務の説明をしておらず、かかる収入申告義務の説明を受けたこと等を証する「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」という書面に、長女は署名なつ印をしていない旨主張する。

しかしながら、当該書面においては、「他の世帯員に対し、責任をもって説明を行います。」と記載されていることからすれば、収入申告義務については、当該書面に署名なつ印をした者が他の世帯員に対して説明をし、これによって、他の世帯員が収入申告義務を認識することが予定されていると解するのが相当であり、処分庁は、適当な時期に審査請求人に対して高校生アルバイト収入に係る収入申告義務の説明をし、審査請求人においてもこれを認識していたことを併せ考えれば、当該書

面に署名なつ印をした審査請求人が長女に対して説明しなければならないものであるといえる。

したがって、処分庁が、審査請求人以外の世帯員である長女に対して、高校生のアルバイト収入に係る収入申告義務の説明をし、署名なつ印をした書面を徴取しなければならないものとはいえないから、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 結語

以上のとおりであるから、本件処分は、適法かつ妥当であって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 29 年 4 月 27 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成 29 年 5 月 24 日	・ 弁明書の受理
平成 29 年 5 月 29 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成 29 年 6 月 15 日	・ 反論書の受理
平成 29 年 6 月 19 日	・ 反論書（副本）送付
平成 29 年 9 月 20 日	・ 審理手続の終結
平成 29 年 9 月 26 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 29 年 9 月 27 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成 29 年 10 月 18 日	・ 調査審議